

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 九州凸版印刷株式会社 （定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和二年
三月十三日
号外（一六）

（金曜日）

目次

告示

大分県税条例の規定による個人の事業税に関する申告期限の延長……………一

○告示 示

大分県告示第百五十五号

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号。以下「条例」という。）第十二条第二項の規定により、条例第三十五条の八第一項及び第二項に規定する個人の事業税の申告書の提出期限のうち、令和元年中の所得に係るものについては、年の中途において事業を廃止した場合を除き、令和二年四月十六日まで延長する。

令和二年三月十三日

大分県知事 広瀬 貞

令和二年三月十三日

大分県報号外（告示）

一